

## 慶應四年御觸書留帳(下)

財津永次  
中村睦美

## 凡例

- 本来は「辰年御用御觸書留帳」の通りに改行すべきであるが、紙面の関係により、現行ではつめた。(但し平出・欠字等、改行すべきと判断したものについては改行・または一字分あげた。)
- 翻字にあたり、読点(・)を施した。
- 与(と)・江(え)等の助詞は本文では小さく書かれているが、同じ大きさにした。
- 墨で薄く書かれているものもあるが濃淡には関係なく同じ大きさにした。
- 二行にわたって書かれているものは、後の行に記した。
- 翻字にあたり、次の字は統一した。
  - 迄・迄↓迄 等・ホ↓等 事・「亠↓事 雖・虽↓雖 違・逮↓違
- 方は活字にするにあたり平仮名「より」とした。
- 翻字にあたり、用いた符号は次の通りである。
  - は未解読の文字。
  - ゝ(文字の左傍) 抹消(ミセケチ)の符号。
  - ・(文字の右傍) 当初ある文字を書き(又は書きかけ)、書き直したもの。
  - (ママ)は字面、表記面をそのまま示した。
  - 「」は別筆の書入れを示した。
- 算用数字は脚注の存することを示した。
- カは推定した文字であることを示した。(それによって脚注の意味を採っている。)

以廻札得御意候、別紙之通平戸御月番之御方より申来候段、御城代之御方より、御沙汰相成候間、左様御承知例之通、御申觸可被成候、此段為可得御意（マツ）此斯御座候、以上

三月廿八日 平野旗右衛門

代官

浦役中定

(五十四オ)

殿様 先月廿日御参内被遊候處、為 御親征大坂 行幸御供奉被為蒙仰、御別番御書付も御渡相成候、御別紙為御親征、大坂行幸供奉後陣、被仰下候事 (五十四ウ)

但、月時并御通道筋等追而可申入候事 行幸奉行 俊政

〔トシマサ〕

「天子様ノ御征伐ヲ親征ト云、同他方江御出ヲ行幸ト云、同御供ヲ供奉ト云」

松浦肥前守殿

右之通於京都被為蒙仰候段、申来候

三月

(五十五オ)

佛國フラス國公使之儀者、来ル廿八日 大坂表發途伏見止宿、廿九日 入京被 仰付候ニ付取締之儀、別紙同様可相心得御沙汰之事 (五十五ウ)

先達而布（フ）令相成候、各國之中 莫（モ）蘭（ラン）公使、愈来廿七日大坂表發途水陸

通行、同夜伏見表止宿、廿八日上京被仰出候、右付而者兼而御沙汰之通、凡而萬國公法

ニ、以御交際（カウ）際（カ） (五十六オ)

〔御相對取扱ノ事〕

被遊候儀付、一同心得違無之様、於藩ニも嚴重可致取 締 被 仰出候事

但、途中往来之節、萬一彼より不法之所業有之候者、一已相對之儀者、不致諸藩警

(五十六ウ)

衛之輩候、決度尋問可致候、左候得ハ夫々所置恥辱令不相成候、「公裁（カウ）ハカツワカン（カ）」

御公裁可被為在候、尤此方之輩ニ於者、申迄茂無之候得共、今度御交際之初且関東

會津桑名等内地多 (五十七オ)

222 親征（しんせい） 天子みずから征伐に出ること。またその征伐。：慶應四年二月二十八日に「故朕不得已、断然親征之議を決せり」とある。〔幕府御親征の詔〕

223 行幸（ぎょうこう・きょうこう） 天皇が皇居を出て、よそへ行くこと。なお、行く先が二か所以上にわたる時は巡幸という。

224 供奉（くぶ） 天皇の行幸など行列に供として加わること。また供の人々。

225 後陣（こうじん） 後方に設けた陣。あとぞなえ、ごじん。

226 征伐（せいばつ） 罪ある者や反逆する者を攻め討つこと。征討。退治。

227 発途（はつと） 出発すること。いでたち。かどで。出立。発程。はつと。

228 布令（ふれい） 命令や法令を一般に広く知らせること。また、その命令。布告。

229 愈（いよいよ） 物事が進展してきわまり、確実であるさまをいう。確かに。本当に。まさしく。きつと。間違いない。

230 交際（こうさい） 国と国が互につきあうこと。交わり。つきあい。

231 輩（ともがら） 同じような人々。仲間。同類。一定の種類に属する人々をその集団として表現する語。

232 尋問（じんもん） 問いたですこと。

233 公裁（こうさい） おおやけのさばき。裁判。

難之折柄ニ付、始終之儀能々相心得卒<sup>234</sup>卒<sup>235</sup>尔<sup>236</sup>之振舞無之様可致事 ◎◎(黒印二顆)

二月

右之通於京都御觸達有之候段、申来候間追而相觸候通、外國

船碇泊等之節末々ニ至迄、不法之儀決而無之様、彼之より屹度<sup>235</sup>申論置候事

但、支配有之候面々ニハ、右之段可被申聞候

三月 牧山千兵衛

別紙之通

三月晦日 南目

御庄屋中

(五十八オ)

以廻札得御意候、別紙之通御達相成候段、奉行衆より申来候間、左様御承知例之通、御申觸可被成候、此段為可得御意如斯御座候、以上

四月二日 平野旗右衛門

代官

浦役中

(五十八ウ)

長崎村次到来立掛頭敷、外國船當瀬戸通行之節隠瀬候ハ、乗掛船及披掛甚致難涉候、就而ハ此度莫國軍艦右瀬戸致洌<sup>237</sup>洌<sup>238</sup>量度旨願立、右者

皇國并外國之為ニ相成候儀ニ付願 (五十九オ)

之通被指免候間、明後十二日彼湊出船爰許江為測量罷越候趣、尤測量致<sup>239</sup> 関係<sup>240</sup> 土文<sup>241</sup>之<sup>242</sup>「カカリ」役人

者<sup>243</sup>通弁官而已上陸致し、其外水夫等者一切上陸為致不申趣、就者爰許下々迄篤与申論 (五十九ウ)

不法<sup>244</sup>永荒所業等決而無之様取計可申旨御達有之候段申来候、此度莫人江も不法之儀者勿論、狼人家等江立入候而ハ、下賤<sup>245</sup>之者其心得違為成異変指起候儀も難計ニ付、然度莫國

□士候、其段 (六十オ)

御達被置候段も申来候間、下々ニ至迄万一不法之挙動等決而無之様、相心得可申事

234 卒爾(そつじ) 予期していないことが突然起こること。またそのさま。軽率。失礼。無礼。

235 屹度(きつと) 確固としてゆるみがないさま。厳しく。厳重に。きっぱり。きちんと。

236 晦日(みそか) 月の三十番目の日。転じて月の末日をいう。尽日。つごもり。

237 乗掛(のりかかり) 航行中の船が他船に衝突すること。のりかけ。当たり合い。

238 難渋(なんじゅう) 物事の処理や進行が困難で滞滞すること。すらすらと事が運ばないこと。

239 洌量(れりょう) 測量力(そくりょう) 建造物などの高さ、長さ、広さ、位置、方向、距離などを機器を用いてはかること。ここでは水深の測量のこと。

240 土文(しぶん) 士分カ。さむらいの身分。武士の分際。241 通弁官(つうべんかん) 通弁(通訳の古い言い方)を仕事とする役人。

242 水夫(すいふ) 船乗り。かこ。ふなこ。水手。

243 篤与(とくと) 十分注意して行うさまを表す語。多く、見たり聞いたり、または判断に関わる行為について言う。念を入れて。よく注意して。つらつら。よくよく。十分に。とつくり。

244 永荒(えいあれ) 災害などのために田畑や屋敷が復旧の見込みの立たないほど荒れること。

245 猥(みだり) 他から規制されず、自分の意志のままであるさま。勝手気ままであるさま。

246 下賤(げせん) 身分が低いこと。げす。卑賤。

247 心得違(こころえちがひ) 心得を誤ること。道理にはずれた行為や考え方をすること。

248 異変(いへん) 普通と異なった事情。非常の事件。変事。

但、支配有之面々者、右之段可被申聞候  
右之趣可被相觸候

三月 月番

(六十ウ)

勘定奉行中

別紙之通申来候間、左様御正ち可被成候、以上

四月二日 牧山千兵衛

南目

御庄屋中

(六十一オ)

以廻札得御意候、銅錢直下別帑之通御觸書平戸より申来候間、左様御正ち在浦御申觸可被成候、此段為可得御意如斯御座候

四月三日 平野旗右衛門

代官

浦役中定

(六十一ウ)

近來諸藩一符銅錢直下相成御當地相待引合兼買賣指支候旨相聞得候、依之銅錢壹文ニ付三文、文久錢壹文ニ付六文通用、右之外是迄之通通用指免候、右之趣市中在浦可被相觸候

三月廿九日 月番

勘定奉行中

(六十二オ)

別紙之通申来候間、左様御正ち可被成候、已上

四月三日

南目 牧山千兵衛

御庄屋中

以廻札得御意候、壹岐國大工桶屋木挽賃銀□壹人は迄四匁五分下ニ有之り候処、諸色下直ニ相成候付、四匁宛ニ相成候旨、勘定役衆より申来候ニ付、其旨 (六十二ウ)  
在浦不洩様早々御申觸可被成候、此段為可得御意如斯御座候、以上

249 挙動(きよどう) たちいふるまい。動作。行爲。よつす。

250 紵(あさぬの) 麻糸で織った布。麻手。

251 當地(とうち) 自分が現にいるこの土地。

252 文久錢(ぶんきゅうせん) 江戸時代、文久三(六)年から発行された銅の四文錢。当時通用されていた寛永通宝の四文錢より材質の上でやや劣る。

吹塵録に「文久錢は文久三年二月の発行にして、壹枚四文の通用と令せり」とある。

253 免(めんずる) 許す。免除する。

254 壹岐(いき) 長崎県東松浦半島の北北西約二五キロメートルの海上にある島。もと西海道十一か国の一つ。対馬とともに中国、朝鮮と日本を結ぶ交通の要衝。壹州。壹岐の国。

いきの島。明治四(八)年長崎県に合併。

255 大工(だいく) 戦国時代以降、木造家屋を建てる職人。木工。

256 桶屋(おけや) 桶、井戸側(いどがわ)などを作ったり、修繕したり、それを売ったりすることを職業とする人。

また、その家。

257 木挽(こびき) 材木を大鋸(おが)で挽き割って角材、または板に製材すること。また、その人。おがひき。おおがひき。

四月朔日 平野旗右衛門

代官

浦役中

別紙之通申来候間、村々不洩様御申觸可被成候、已上

四月二日 牧山千兵衛

南目

御庄屋中

(六十三オ)

左之通太政官代より御書付三通被相渡、今改

王政御一新ニ付

朝廷之御修理ヲ追ひ、外國御交際之儀被 仰出諸事於

(六十三ウ)

朝廷直チニ御取扱被為成、萬國之公法ヲ以修約御履 行被為在候ニ付而ハ、全國之人民

〔日本國中ノ事〕

叡旨ヲ奉戴シ、心得違無之様被仰付候、自今以後外國人ヲ殺害シ、或者不心得之所業等

(六十四オ)

致候ものハ 朝命ニ悖リ、御国難醜 成候而已ならず、一旦御交際被 仰出候各國ニ對シ、皇國

之御威信茂、不相立次第甚以不届至極之儀ニ付、其罪之輕重ニ随ひ、士列之ものと与

〔ラスタマコト〕

雖 茂、至當之典 利被處候条、銘々奉

〔ユヘドモ〕

〔刑利ハ誤〕

(六十四ウ)

朝命猥り暴行之所業無之様被 仰出候事

〔アウキヲコナナイ〕

三月

王政御一新之折柄、天下ニ浮浪之者有之候而者、実ニ不相濟儀ニ付、士分之者ハ不及申

農商たり共一切

(六十五オ)

脱國不致様嚴敷取締被 仰付候、畢竟 言路 □ 塞政令之不行届より、自然脱國之相生

〔日本より外國ニ出奔スル事〕

〔言路ノ通ゼス事〕

シ候事故無上下、

258 朔日 (ついたち) (月立の音便。こもっていた月が出は

じめる意) 月の第一日。一日。

259 修理 (しゅうり・しゅり) こわれた所や悪い所を繕いな

おすこと。修繕。修復。

260 萬國 (ばんこく) あらゆる國。よろずの國。

261 履行 (りこう) 債務を果たすという債権の内容を實現す

るための債務者の行為。債務が消滅するという点では弁

済と同義だが、特に債権の効力からみていう語。實際に

ふみ行うこと。言ったこと、決めたことをその通りに行

うこと。

262 叡旨 (えいし) 天子のお考え。

263 奉戴 (ほうたい) 君主として、戴くこと。尊んで仕える

こと。

264 自今 (じこん) 今より後。以後。爾後。

265 悖る (もとる) 物事の筋道に合わないこと。道理に背く

こと。

266 醸成 (じょうせい) 雰囲気や気分をかもし出すこと。ま

た、機運をつくり出したり、騒ぎを引き起こす状況をつ

くり出したりなどすること。

267 皇國 (こうこく) 天皇が統治する國。昭和二十年まで、

日本の異称。

268 威信 (いしん) 人に示す威厳と、人から寄せられる信望。

威勢と入望。

269 不届至極 (ふとどきしごく) 極めて不届きなこと。また

そのさま。

270 軽重 (けいちよう) 軽さと重さ。

271 士列 (しれつ) 士籍に連なること。

：明治元年三月七日の第四百四十にこの箇所有り。

272 至当 (しとう) この上もなく適當であること。極めて当

然であること。また、そのさま。

273 典刑 (てんけい) 一定した刑罰。

皇国之御為ハ勿論、主家ノ為筋

(六十五ウ)

等枚込建<sup>274</sup> 言いたし候者ハ、大ニ言路を洞□公正之心ヲ以其旨<sup>275</sup> 趣十分ニ尽させ、上下隔<sup>276</sup> 絶之<sup>277</sup> 患<sup>278</sup> 無之様可致候、尚其趣寄太政官代江も可申出候様被 仰出候事

三月

(六十六オ)

別紙之通申来候間、左様御承知例之通御申觸可被成候、此段上度

四月九日

牧山千兵衛

南東

御庄屋中

(六十六ウ)

以廻札得御意候、別紙之通日雇賃銭定之儀平戸より申来候、且又御高札御改相成候ニ付、例之色勘定場江早々為指出候様同様申来候間、左様御正ち不洩様御申觸可被成候、此段為可得御意如斯御座候、以上

(六十七オ)

四月十一日 平野旗右衛門

代官中當

一 平日雇昼飯持参一日

賃銭四匁

一 右日頃三度賄給候得ハ

右日式匁

一 石屋之手先キ昼飯持参一日

(六十七ウ)

右日四匁四分

一 右日頃三度賄給候得ハ

右日式匁四分

右者諸色直段下相成諸定以来右定之通、御心得違乱無之様御申觸可被成候、以上

(六十八オ)

四月

別紙之通申来候間、左様御正ち御申觸可被成候、以上

四月十一日

牧山千兵衛

南東

御庄屋中

(六十八ウ)

274 朝命 (ちようめい) 朝廷からの命令。天子の仰せ。

275 脱国 (だつこく) 郷国を逃れ出ること。本国を脱出すること。

：明治元年三月十五日の第百五十八に「万一脱国之者有之、不埒の所業いたし候節は主宰の者落度たるべく候」とある。〔法令全書〕

276 畢竟 (ひつきよう) 仏語。途中の曲折や事情があっても最終的に一つの事柄が成り立つことを表す。つまりとところ。ついに。つまり。結局。究極、至極、最終などの意。

277 言路 (げんろ) 上に対して臣下が意見を述べたためのみち。進言するみち。

278 自然 (じねん) ひとりだに、そうなるさま。おのずから。そうであるさま。

279 主家 (しゅか) 主人、主君の家。

280 枚込 (まいこむーか) どこからともなく、はいつてくる。思いがけなく、はいつてくる。

281 建言 (けんげん・けんごん) 意見を申し立てること。特に官庁などに対して意見を述べること。

282 旨趣 (ししゆ) 事のわけ。おもむき。内容。趣旨。しいしゆ。

283 隔絶 (かくせつ) かけ離れること。へだたって一切の關係がなくなること。

284 太政官代 (たじょうかんだい) 明治政府の最高官庁。明治元(二六〇)年に(正月に三職七科、二月に三職八局の制を)設け、その下に諸部局を属させた。

285 御高札御改：前三月十五日發布の五榜の揭示を指す。明治新政府が最初に示した全国的対民衆政策。明治元(二六〇)年三月十四日の五箇条の誓文の翌日のもので、政府は旧幕府の高札の撤去を命じ、代わって五札の太政官札の揭示を命じた。

286 賄 (まかない) 食事などを調べて供すること。また、その人。

287 手先 (てさき) 手下として追いつかれるもの。

一、神鏡四面  
口上<sup>288</sup> 覚<sup>288</sup>

内三面通り五寸位  
◎ ◎ (黒印七顆)

内表面通八寸位

一、打鳴子八寸位

通り五寸

◎ ◎

一、鈴杵振  
御衣<sup>294</sup>三寸

但、緋綾ニ而長幅共々凡杵尺六寸仕り、尤緋共々

一、緋錦□杵勺

但、是ハ守山越前ノ月分物

右者筒城村

白沙八幡宮御神具之内、右之品数

去る十一日夕方より今朝迄之内□盗<sup>296</sup>入候哉、紛失<sup>297</sup>仕候間、此段申上候、已上

吉野将監

辰四月十五日 守山越前

吉永上総様

吉野常陸様

口上覚

一、御神具之内

一、御神鏡表面

但指渡杵尺位

一、打鳴杵口

但指渡四寸位

右ハ石田村惣□志内岐国御心陰<sup>299</sup>

(六十九ウ)

(七十オ)

(七十ウ)

288 口上(こうじょう) 口頭で述べること。口頭で伝えること。また、その内容。

289 覚(おぼえ) おそわったり見聞したりしたことを心にとどめること。記憶、また思い当たる点。心当り。

290 神鏡(しんきょう) 神霊としてまつる鏡。神前にかけておく鏡。

291 通り(とおりのり) 一方の口から他方の口まで通じるぐあい。

292 打(ちようず) 打ちたたく。なぐる。ちようちやくする。

293 鳴子(なるこ) 田畑の鳴子に似せて小さい板に竹筒や鈴などをつるし、綱を引くと鳴るしかけの、人を呼んだり合図を送ったりするもの。

294 御衣(おんぞ) 着る人を敬つて、その衣服をいう語。お召し物。みぞ。ぎよい。おんころも。

295 緋(ひ) 濃くあかるい朱色。深紅色。また、緋色の糸や絹。

296 盗(ぬすみ) 盗むこと。また、その行為。ここでは盗人。

297 紛失(ふんしつ) ものが紛れてなくなること。紛らし見失うこと。

298 指渡(さしわたし) 一差渡カ。直径。わたり。またこの端から他方の端までの長さ。

299 陰(けわしい) 余裕のないさまにいう。あわただしい。せわしい。けたたましい。忙しい。また、人が人を受け入れないさま。つけ入る余地のないさま。

殿、従夫破脚<sup>300</sup>仕 右之品々紛失仕奉驚<sup>301</sup>入候、依之此段御達申上候、已上

中崎右京

四月十五日 吉野頼母

吉永上総様

吉野常陸様

以廻札得御意候、別紙式通之通

(七十一オ)

両社之神具紛失いたし候旨、祠官<sup>302</sup>家より申達候ニ付、見當候者有之候得ハ、申達候様在  
浦御申觸可被成候、此段為可得御意如斯御座候、已上

平野旗右衛門

四月十五日

中尾斯左衛門様

(七十一ウ)

牧山千兵衛様

白川番左衛門様

別紙之通郡代衆より申来候間、村々端々迄不洩様申觸見當候者有之候得ハ、申達候様御

取計可被成候、以上

四月十五日

牧山千兵衛

南東

御庄屋中

(七十二オ)

以廻札得御意候、然材木預書之内、松大丸<sup>303</sup>太中丸太小丸太与有之、預書段々指出候処、  
尺廻り相分不申候ニ付、以来者誠々宜ク相認メ指出候様、御郡代平野旗右衛門殿より被  
申聞候間、左様御正ち此以後被指出候にてハ大丸太壹尺七寸廻り、中丸太壹尺四寸廻り、  
小丸太壹尺廻りと御書記可被指出候、此段為可得御意如斯御座候、以上

四月十六日

長岡々右衛門

西南

300 破脚（はきやく）―破却カ。こわすこと。すっかりこわして、原形をとどめないようにすること。  
301 驚入（おどろきいる）非常に驚くこと。

302 祠官（しかん）一定の資格をもって神社に仕える人の通称。明治以後は神官神職と総称して、伊勢神官のものを神官、官国幣社以下のものを神職として区別した。

303 然（しかれば）先行の事柄の当然の結果として、後続の事柄が起こることを示す。順態の確定条件。そうであるから。だから。されば。

304 預（あずかり）人の身柄や物事を引き受けて守ること。物事を任されて管理すること。引き受けて面倒をみること。

305 丸太（まるた）皮をはいだままの丸い材木。まるたんぼう。まるき。

306 尺（しゃく）尺貫法の長さの基本単位。三〇・三センチメートル。寸の十倍。



御庄屋御中

(七十二ウ)

人相書

志原村預

大坂流人無宿裸<sup>307</sup>□

信治郎

年四十七

一、丈ヶ高き方

但中肉

一、目丸キ方

一、肩毛濃き方

一、面丸キ方

一、色黒キ方

一、鼻常躰<sup>308</sup>

一、口常躰

一、耳常躰

一、齒上齒壺本欠ヶ

一、髪濃キ方

一、着類立横かすり嶋拾巻着

一、浅□木綿はこき巻着

一、むらき□□ふく帯着用ニ而、右之通御座候、已上

(七十三ウ)

四月十八日

口達 志原村預

大坂流人 信治郎

右之者去ル十一日改日罷出候俣ニ而、小屋へ居不申候ニ付、所々相尋させ候得共、尋出不申候ニ付、小屋相改見候処、最<sup>309</sup>早

(七十四オ)

307 流人(るにん) 流罪に処せられた人。罪により所定の場所へ流された人。罪の軽重によって流される場所の遠近に差があった。

308 無宿(むしゅく) 江戸時代、罪を犯して、幕府の民衆支配の基礎的な台帳である人別帳(ニンベツチョウ)から外され浮浪者となった人。宿無し。

309 常体(じょうたい) 普通の状態。いつもと変わらない有り様。またその身体。ここでは特徴がないこと。

310 最<sup>310</sup>早(もはや) 現時点において継続してきた事柄に区切りをつけたら、すでにある状態になっていることを認めたりする気持を表す語。現在にいたっては。もう。既に。

逃去候様、相見得申候間、別紙人相書ヲ以口達申上候、以上

松本儀兵衛代

四月十八日

富場和平

松嶋鉄助

牧山千兵衛様

以廻札得御意候

志原村預流人 信次郎

右之者致出奔候段、別紙之通人

(七十四ウ)

相書者申達候ニ付、御城代之向方へ及御沙汰ニ候処、国中在浦船留之上尋申付候様との御事ニ付、左様御承知村浦穿鑿之上見當次第召捕申達候様、御取計可被成候、此段為可得御意如斯御座候、已上

四月十八日

平野旗右衛門

御代官中

(七十五オ)

以廻札得御意候、別紙之通郡代所より申来候間、左様御承知村々端々迄船留メ之上、宜万鑿金仕見當次第召捕申達候様、御取計可被成候、此段為可得御意如斯御座候、已上

四月十八日

牧山千兵衛

南目

御庄屋中

(七十五ウ)

以廻札得御意候、別紙之通石田村老松天幡宮御神具之内紛失致候旨申達候ニ付、在浦共ニ見當次第申達候様、早御申觸可被成候、此段為可得御意如斯御座候、以上

四月十七日

平野旗右衛門

代官中

(七十六オ)

口上覚

一、神鏡壹面

但廻八寸位

311 万鑿(ばんさく) 一萬策カ。あらゆる方策。出来る限りのでだて。

312 老松(おいまつ) 樹齡を経た松。

313 早(はや) すぐに。即座に。

一、打鳴子一口

但廻り六寸位

一、神鈴一振

右者石田村老松天幡宮御

(七十六ウ)

神具之内、右品数去ル十日夕方より昨夕迄之内、盗人入候哉、紛失仕候ニ付、此段御届申上候、已上

四月十六日 初祠官 守山越前

吉永上総様

吉野常陸様

別紙之通申来候間、村々不洩様御穿鑿可被成候、此段為可得御

(七十七オ)

意如斯御座候、已上

四月十七日 牧山千兵衛

南東

御庄屋中

(七十七ウ)

御領内江異船渡来之節、其所々於嶋々ニも合図等ニ而、御人数<sup>315</sup>土兵組致出張候、御規定ニ相成居候処、當今從

朝廷外國御和親之儀、追々

(七十八オ)

御觸達有之候ニ付而者、是迄之通不及出張候、尤万一彼より如何体之不法<sup>317</sup>挙、動有之候も難計ニ付、一体之儀者毫弛無之様手當而者、嚴重ニ致置役々之者耳、其場江出□致警固不

(七十八ウ)

法之筋無之様、萬端無手<sup>318</sup>抜心ヲ附取計候事

但、支配有之面々ハ、右之段可被申聞候

諸國之高札是迄之分一切取除ケいたし、別紙之條々改<sup>319</sup>而掲<sup>320</sup>示

(七十九オ)

被仰付候、自然風雨之ため字章等塗<sup>321</sup>滅候節者、速ニ調替可申事

「キ、ル」

314 異船 (いせん) 外國の船。西洋の船。

315 合図 (あいず) 何事かをしようとするための、あらかじめの取り決め。約束。

316 土兵 (どへい) 土着の兵。その土地で徴用した兵士。

317 手抜 (てぬかり) 物事を行なう際、その手続・手段が不十分であること。注意が行き届かないで仕損じること。気付かなかつたところからくる失策。ておち。てぬけ。

318 塗滅 (とめつ) ぬりけす意。

但、定三札ハ永年掲示被 仰付候、覚札之儀者時々之御布令ニ付、追而取除ケ之御

(七十九ウ)

沙汰可有之、尚御布令之儀有之候節者、覚札ヲ以掲示可被 仰付候ニ付、速ニ相掲ケ 偏 境ニ至る迄

〔カタイナカノ事〕

朝廷御沙汰之儀、拝承候様

(八十オ)

可被相心得候事、追而 王政御一新後掲示相成候分ハ、定三札之後江多分掲示致置可申候事

三月

(八十ウ)

第一札

定

一、人たるもの五 227 君臣 父子 夫婦 228 兄弟 229 朋友 倫之道正しくすべき事

一、 230 「大ニシテ父母ヲ失タルモ」 寡 231 「子供ニシテ父母ヲ失タルモ」 孤 232 「老人にして子共ナキモ」 疾のものを 233 「獨廢 234 「ハイシン」 疾のものを 235 「廢疾病身不具ニ而家業ノデキザル事」

憐 むべき事 236 「アガミテラレシム」 (八十一オ)

一、人を殺し家を焼、財ヲ盗む等之悪業あるましく事

「漢ノ高帝始王関中約法章耳、殺ス人者死傷人 盜致罪ニ盖此遺意也」(八十一ウ)

慶応四年三月 太政官

第二札

定

何事ニよらず、よろしからざる事に大勢申合候を、237 從黨ニ出ととふしてとなへととふして

(八十二オ)

しいてねかひ事こわたつるをこうそといひ、あるるひハ申合居町居村をたちのき候を、

238 「通ガレ敷ハナル」 てうさんと申す、堅く御法度たり、若右類之儀これ (八十二ウ)

あらハ、早々其筋江申出へし、御ほうび下さるへく事

319 永年(えいねん) ながい年月。ながねん。永世。

320 覚札(おぼえさつ) 明治新政府の立てた高札の一種。慶

應四年三月幕府の高札を撤去し、五枚の新高札が立てられたが、そのうち外国交際と浮浪人取締のことを記した二枚を覚札といい、暫定的なものとして掲示された。

明治元年三月十五日の第百五十八に「覚札の儀は時々御布令に付追て取除の御沙汰可有之」とある。

〔法令全書〕

321 偏境(へんきょう) 都から遠く離れた交通不便な未開地かたいなか。僻境。

322 五倫(ごりん) 儒教で基本となる五つの対人関係。父子・君臣・夫婦・長幼・朋友。人倫。また、その間にあつてそれぞれ守られるべき道。上から順に親・義・別・序・信。五常。五教。

323 昆弟(こんてい) 兄弟。

324 朋友(ほうゆう) 友達。友。友人。

325 寡(やもめ) 長じて妻なき男。男やもめ。

326 寡(やもめ) 夫をなくした女。

327 廢疾(はいしつ) 回復不能の疾病。またその病人。律令制では、手足のうち一肢を失った程度の身体障害者をさし、これに当たる者は、殘疾篤疾の中間の障害者とされ、人身課程の庸・調・雜徭を免除された。

328 悪業(あくぎょう) 悪いしわざ、仕事。よくない職業。

329 盖(がい) 蓋の俗字。

330 遺意(い) 故人の残した考え。意志。

331 ととふ(徒党) あることをなすために集まった仲間。仲間、団体、一味などを組むこと。また、その仲間、団体一味。

332 こうそ(噓訴) 江戸時代、百姓一揆の一形態。農民が掟に反して自己の要求を領主・代官・名主などに集団で訴えた直接行動。徒党、逃散などと共に厳禁されていた。

333 てうさん(逃散) 多勢の人間が申し合わせて、ひそかに居住地を逃れて山野など他地へ逃げ去ること。とくに、

慶応四年三月 太政官

第三札

「カマビシク身ヲナク如クヤカマシキ事」  
 嗽 訴  
 「ウツタヘル上ニ言上スル事」

定

(八十三オ)

きりしたん邪宗門堅く御禁制たり、若不審なるもの有之ハ、其筋之役所江申出へし、御  
 ほうび下さるへく事

慶応四年三月 太政官

(八十三ウ)

第四札 覚

今般

王政御一新ニ付

朝廷之御條理を追ひ、外国御交際之儀被 仰出、諸事於

朝廷直チニ御取扱被為成萬國

(八十四オ)

之公法を以、條約御履行被為在候ニ付ハ、<sup>「ゼン」</sup>全国之人民 叡旨を奉戴シ、心得違無之様、  
 被 仰付候、自今以後猥りニ外国人ヲ殺害シ、或者不心得之所業等いたし候ものハ

(八十四ウ)

朝命ニ悖<sup>「モトリ」</sup> 御国難ヲ釀<sup>「カモンナシ」</sup> 成し候而已ならず、一旦御交際被 仰出候各国ニ對し

皇國之御威信茂不相立次第、甚以不屈至極之儀ニ付、其罪之輕重ニ随ひ<sup>「イヘトモ」</sup>土列之ものと雖<sup>「サムライ分上ノ人デモ」</sup>

削<sup>「クセル」</sup>

(八十五オ)

士籍ヲ至當之典刑ニ被處候条、銘々 奉 朝命猥りニ暴行之所業無之様、被 仰出候事

三月 大政官

第四札 覚

王政御一新ニ付而ハ、速ニ天下御平定

(八十五ウ)

萬民安堵ニ至り、諸民其所を得候様、御<sup>「ワシ」</sup>煩慮被為在候ニ付、此折柄 天下浮浪之者有

「御心配ノ事」

之候様ニ而ハ不相濟候、自然今日之形勢ヲ窺ヒ、猥りニ士民共本國を脱走致し候儀、堅

農民が土地を捨てて領主のもとから逃げ去ること。古くは逃亡浮浪などといわた。欠落、遂電とは区別されていた。

334 邪宗 (じゃしゅう) 不正、有害な宗旨、または宗教。邪教。特に、江戸時代、幕府によって禁止されていたキリスト教をいう。

335 條理 (じょうり) 物事の筋道。ものことわり。物事の道理。

336 平定 (へいてい) 世の中が平和になること。天下をたいらげること。へいじょう。

337 煩慮 (はんりよ) 思いわずらうこと。煩わしく思うこと。又そのような思い。

338 士民 (しみん) 士族と平民。

く被差留候、万一脱国

(八十六オ)

之者有之不傳之所業いたし候上者、主宰<sup>339</sup>之者落度たたるへく候、尤此御時節ニ付無上下

二村一浦ニ而押ノ事

皇國之御為又ハ主家之為筋等枚込<sup>ケケン</sup>建言致候者ハ、言路ヲ開キ公正之心ヲ以、其旨趣を尽

〔善事ヲ申出ス事〕

させ依

(八十六ウ)

願太政官代江、可申出被仰出候事

但、今後総而土奉公人ハ不及申、農商奉公人ニ至迄相抱候節者、出處得与相糺し可申、

自然脱走之者相抱不埒出来御厄害<sup>340</sup>ニ立至り候節者、其主人之落度たる (八十七オ)

へく事

三月 太政官

右御觸四月十四日御仕出例文、四月廿日相達

銅錢之儀、當時各國相場御料<sup>342</sup>

(八十七ウ)

酌之上、自今一文を以鑿錢六文ニ通用、被仰出候事

右者是迄其信之當を得ざるを以動すれハ、奸商共異邨江旅出いたし候儀も有之、依之速

ニ海内ニ布告被仰付候事

(八十八オ)

三月 大政官

右之通於京都御觸達有之候間、無異乱通用いたし候様、市中在在浦可相觸候

但、支配有之面々ハ、右之段申聞候事

以廻札得御意候、銅錢之儀鑿錢

(八十八ウ)

六文ニ通用、被 仰出候段奉行所より申来別紙御達書相達候ニ付、左様御承知在浦不洩

様、御申觸可被成候、為可得御意如此御座候、已上

四月廿二日 平野旗右衛門

代官

浦役中

(八十九オ)

339 主宰 (しゅさい) 人々の上に立ち、中心となって事に当たること。またその人。つかさ。かしら。

340 不埒 (ふらち) 事が解決しない事。決着のつかない事。けしからぬ事。

341 厄害 (やくがい) 厄難と災害。また厄難にあつて害せられる事。

342 斟酌 (しんしゃく) あれこれと照らし合わせて取捨すること。相手の事情・心情などを汲み取ること。

343 鑿錢 (あくせん) 金質不良のせに。びたせん。粗悪な錢あくせに。

344 奸商 (かんしょう) 不正な手段で不当な利益を得ようとする商人。悪賢い商人。

345 邨 (むら) 村に同じ。

別紙之通被仰出候間、左様御承知御申觸可被成候、已上

四月廿三日 牧山千兵衛

南東

御庄屋中

以廻札得御意候、別紙之通被仰出候旨、奉行衆より申来候間、左様御承知（八十九ウ）  
村浦不洩様、御申觸可被成、此段為可得御意如此御座候、已上

閏四月二日 平野旗右衛門

代官定

尚以旅米買入不相成義ハ、追々嚴敷申觸相成候得共、万一心得違之者茂可有之致候間、  
尚又嚴重申觸候様、是又奉行衆より申来候間、左様

（九十オ）

御承知之上心得違無之様、嚴敷御申觸可被成候、已上

一、禁裏御用或者 禁裏御料又者 禁裏御内持与會心付、飭示杭標札等書記シ候儀者、  
有之間敷事ニ候処、往々見受

（九十ウ）

候ニ付、以来諸度相改 御用 御料与而巳書記いたし候様、被仰出候事

但、標札者姓名相記、又ハ官名役名等記候義、不苦候事

一、提灯又ハ陶器其外賣物等ニ御役を書候事共、如何之儀ニ候、以来右（九十一オ）

類御役を私附候事、諸度可禁止旨、被仰出候事

但、御用ニ付是又是迄被免之分も、一應伺出可申事

右之通被 仰出候条、末々迄不洩様可申達事

三月

（九十一ウ）

右之通於京都御觸達有之候段、申来候

四月

以廻札得御意候、志原村預流人信次郎出奔ニ付、国中船留之上尋申付置候處見當候者、  
無之段請書を以申達御城代之御方江

（九十二オ）

346 禁裏（きんり）（みだりにその裡に入ることを禁ずる意から）天皇の住居。宮中。禁中。皇居。御所。

347 御料（ごりょう）天皇や貴顕の人が所有、または使用するもの。主として衣服、飲食物、器物などについていう。

348 飭（しよくちよく）は飭（ちよくちき）に同じ。とのえる、そなえる、いましめるなどの意。

349 標札（ひょうさつ）居住者の氏名を記して門や戸口などに掲げておく札。門札。門標。

350 往々（おうおう）かなりの頻度で物事を行うさま。しばしば。おりおり。まま。

351 御役（おやく）義務としてやむをえずやる仕事。

352 国中（くにじゅう）ここでは彦岐国。

353 請書（うけしよ）依頼や命令に対し、それを承知した旨を書いた文書。承諾書。うけがき。江戸時代、賦課された年貢などの上納を了承した旨を誓った文書。請合書付。五人組前書の条目を守る旨を誓い、連判のうえ、代官所に提出した文書。五人組帳。

及御沙汰候処、船留之儀ハ被指免候との御事ニ付、左様御承知在浦御申觸可被成候、此段為可得御意如此御座候、已上

四月三日 平野旗右衛門

代官定

別紙両通之通申来候間、左様

御承知不洩様御申觸可被成候、已上

又四月三日 牧山千兵衛

南東

御庄屋中

以廻札得御意候、京都御便到来、別紙之通申来候段、御城代之御方より御沙汰相成候間、左様御承知可被成候、此段

為可得御意如斯御座候、已上

閏四月四日 平野旗右衛門

代官定

一、中古以来某権現或者牛頭天王之類、其外佛語を以神號ニ相称候、神社之由緒委細書付、早々可申出候事

但

勅祭之神社

御宸翰

勅額等有之候向者、是又可伺出其上ニ而、御沙汰可有之候、其條之社者裁判鎮臺領主支配等江可申出候事

一、佛像ヲ以神躰与致候、神社ハ以来相改可申事

附、本地杯与唱、佛像を社前還或者、鰐口梵鐘佛具等之類指置候分ハ、早々取除可申事

右之通被 仰出候事

(九十四ウ)

354 権現(こんげん) 仏語。仏菩薩が衆生を救うために、仮の姿をとって現れる事。また、そのあらわれたもの。権化。

355 牛頭(ごず) 頭は牛、身体は人の形をした地獄の鬼。

356 牛頭天王(ごずてんのう) 仏語。京都祇園社(八坂神社)や尾張津島大社などの祭神。もと祇園精舎の守護神といわれ、薬師如来、さらに、すさのおの命の垂迹という。祇園天神。

357 神號(しんごう) 神として名づけられる称号。また神に称号を奉ること。

358 由緒(ゆいしょ) 物事の由来した端緒。物事のそのものの起り。また物事の今に至るゆえん。伝えて来た事柄。来歴。いわれ。

359 委細(いさい) 詳しく細かいこと。詳しい事情。詳細。

360 勅祭(ちよくさい) 勅命によって行われる祭事。

361 宸翰(しんかん) 天子自身が書かれた文書。天子直筆のもの。宸筆。

362 鎮臺(ちんだい) 一地方を守るために駐留する軍隊。またその長。

363 神体(しんたい) 神のすがた。神の本体。また神霊の宿るもの。または象徴として、礼拝の対象としてまつるもの。みたましろ。霊体。

364 本地(ほんじ) 仏語。本地垂迹説によるもので、世の人を救うために神となって垂迹したその本の仏菩薩をいう。神はこの世に仮に姿を表わした垂迹身で、仏菩薩をその真実身である本体とするもの。

365 鰐口(わにくち) 神殿や仏殿の前の軒先などにつるす中空扁円で、下方が横長にさけている銅製の具。その前に布などで編んだ太い緒を垂れ、参詣の人がその緒の下の部分を持って、うち鳴らすもの。

366 梵鐘(ぼんしょう) 寺院の鐘楼に吊り下げ、撞木で打ち鳴らす鐘。鯨鐘。釣鐘。



三月

右之通於京都御觸達有之候段、申来候

四月

別紙之通被 仰出候段申来候間、左様御承知御申觸可被成候、已上 (九十五才)

又四月

牧山千兵衛

南東

御庄屋中

以廻札得御意候、別紙之通申来候間、村々御取調書付ヲ以、御申達可被成候

又四月十六日 牧山千兵衛

南東御庄屋中

一筆致啓上候、脇間者御裁許ニ而、格落并百姓ニ申付有之候者共、名前取調即急申達候

様、奉行所より申来候間、左様御承知村々急ニ取調書付を以申達候様、御取計可被成候

(九十六才)

閏四月十五日 平野旗右衛門

中尾郡左衛門様

牧山千兵衛兵様

切支丹教方之儀者、以前より深キ御趣意有之 御國禁之事ニ候儘、追々時世之

(九十六ウ)

變遷ニ従ひ、御禁法相犯シ候代ニ茂相聞得候、然ル処右□宗方之儀者、西洋異類之におし

へにして我 神州之道とは甚相違致候事ニ而、其上右教方ニ事寄せ愚民を欺キ、風俗俗

を乱す耳ならず (九十七才)

終ニハ御政教之妨とも可相成、可惡之至り候得者、御禁法相弛候事有之候而者、実以不

容易大切至極之事ニ候、依之如何様之世態ニ押移候而茂、御領内ニおいてハ、堅御旧法

を相守、諭一人一家たり共 (九十七ウ)

右邪宗傾キ候者、於不言者不被得止事、御筋合ニ付、不指置可被處嚴料候、右之通被

367 一筆啓上(いっぴつつけいじょう) 筆をとって申し上げる

の意。(主として男子が)手紙の最初に書く言葉。

368 裁許(さいきょ) 江戸時代、本公事、金公事(かねくじ)

などの民事訴訟事件に関して、当事者を対決させ、裁断

を与えること。審問。

369 格(かく) くらい。地位。身分。ここでは格落とあるの

で、身分が落とされたこと。

370 即急(そっきゅう) 物事の流れ方や進行の速度などが

非常にはよいこと。速やかなこと。また、そのさま。

371 恐惶謹言(きょうかうきんげん) 謹んで申し上げること

の意。特に、書状などの末尾に記して敬意を表す語。

372 切支丹(きりしたん) ポルトガル語でキリスト教徒の意。

室町時代の終わり頃、フランシスコ・デ・ザビエルをは

じめとするヨーロッパ人(主にスペイン人・ポルトガル人)

の宣教師によって日本につたえられたキリスト教ローマ

カトリックの信徒。またそのキリスト教そのもの。天主

教。

373 趣意(しゅい) 考え。意見。旨。意志。意趣。

374 國禁(こっきん) 国法上の禁制。国の法律で禁止されて

いる事柄。

375 時世(じせい) 時代。またその時代その時代の世の中。

またその状態。

376 變遷(へんせん) 時の流れとともに移り変わる。う

つりかわり。推移。

377 禁法(きんぽう) 禁制の法令。法度。禁令。

378 異類(いるい) 種類の異なったもの。また普通と違う異

様なたぐい。

379 神州(しんしゅう) 神国。特にわが国で、自国を誇って

いう。

380 愚民(ぐみん) おろかな人々。無智な民衆。

381 風俗(ふうぞく) 生活上のならわし。しきたり。風習。

382 耳ならず(のみならず) ばかりでなく。だけでなく。

383 政教(せいきょう) 政治と宗教。

仰出候間、郡代官中厚相心得、下役并五人組之者共互ニ心を用ひ、友吟味を以、遂穿鑿聊たり共、疑敷 (九十八オ)

儀有之ニおいてハ不差置、其筋江可申達、若又心附候事其佞押隠置候得者、是又嚴重之計に可申付候

右之趣、去夏申觸置候處、今度御一新ニ就而ハ、諸国御高札之御文面ニモ (九十八ウ)

邪宗門之儀者、堅御制禁之旨、御觸達有之、則先月初面相觸置候事ニ候得者、万一御法を犯し候者有之候而ハ、當節柄大切至極之事ニ付、猶又被 仰出候間、心得違之者無之様、匆々不洩様相觸候事 (九十九オ)

閏四月

別番之通被 仰出候間、郡代衆より申来候間、左様御承知御申觸可被成候、已上

又四月廿五日 牧山千兵衛

南東拾貳ヶ村

御庄屋中

(九十九ウ)

以廻札得御意候、太坂行在所日誌相達候ニ付、御城代之御方より被相渡候ニ付、各様ニも拝見有之候様との義ニ付、来月四日當役所江、御出御拜見可被成候、此段為可得御意如斯御座候、已上

又四月廿八日 牧山千兵衛

南目御庄屋中

(百オ)

先日御觸相成候、格落百姓ニ相成候者御座候哉、有無御請書早々可被指出候、已上

閏四月廿八日 橋川頼助

旅酒賣賈之儀者、前々より不相成御作法ニ而、再度申觸置候事候得共、近年ニ至り兎角密ニ買入致商賣候向も有之哉ニ (百ウ)

相聞へ不埒之事ニ候、酒造家之儀ハ株式職ニ而、右様旅酒不埒ニ賣捌候躰之儀ニ而、家職之者共難立行歎訴之次第も無余儀相聞へ、素より旅酒密賣等ハ御制禁之事ニ付、一行相心得居候筋ニ者候得共、若又此末心得違於有之ハ、見當次第可申達候、然ル上ハ諸度

384 可惡(かお) 憎い。憎むべし。憎らしい。

385 押移(おしうつる) 時間、時勢、境遇、考え、感情などが変化していく。他の状態に移り変わる。

386 嚴科(げんか) 厳しい罪科。刑罰。重罰。

387 五人組(ごにんぐみ) 江戸時代、古代の五保制にならった庶民の隣保組織。その長を五人組頭、または判頭(はながしら)と称した。

388 友吟味(ともきんみ) 共吟味カ一仲間同志で互いに調べ合うこと。

389 心附(こころづけ) 心にかけて金品を贈与すること。またそのもの。

390 押隠(おしかくす) あらわれそうになるのを一心に隠す。ひたすらに隠す。

391 計(けい) くわだて。はかりごと。計画。

392 匆々(そうそう・そうぞう) 忙しいさま。あわただしいさま。また、騒がしいさま。

393 行在所(あんざいしょ) 天皇が外出した時の仮の御所。

394 近年(きんねん) 最近の数年間。この数年。

395 兎角(とかく) 雑多な事態を包含的に指示する。あれこれ。何やかや。さまざま。いろいろ。

396 株式(かぶしき) 江戸時代、官許または規約により、特に限られた営業の権利。営業権。株。

397 売捌(うりさばき) 売りさばくこと。手広く売ること。

398 家職(かしょく) 家の職業。家業。

399 密賣(みつばい) 禁制品を密かに売ること。法律を破ってこ。そり物を売ること。

曲事申付候間

(百一オ)

向後不埒之儀無之様、心を付可申候、右之趣市中在浦不洩様、御申觸可被成候、以上

又四月十九日 中村弥八郎

園田和平

坂本六之進

渥谷三平次殿

(百一ウ)

當夏大麦正麦繼高之儀、御懸所より依数書出候様、御取計之事

又四月廿日

右之通申觸候様申来候間、村々不洩様御申觸可被成候、未夕大麦御取極難被成存候得共、凡見當を以御取調書付を以御申達可被成候

(百二オ)

此段為可得御意如斯御座候、已上

五月朔日 牧山千兵衛

南東十二ヶ村

御庄屋中

以廻札得御意候、村々預流人年年号月日御裁許書記早々指出候様、郡代衆被申聞候間、左様

(百二ウ)

御承知御取計可被成候、村々寄遠鳴致居候村々、是又一同御書出被成候様との義ニ御座候、旗右衛門殿引取ニ被持帰候旨、被申聞候間、其御心得にて急ニ御取計可被成候、此段為可得御意如斯御座候、以上

(百三オ)

五月七日 牧山千兵衛

南目

御庄屋中

酒造職之儀先年之御意直段を以、定直相立賣捌候儀ニ付、兼而同職之者申談厚薄無之様、商賣

(百三ウ)

400 曲事 (くせごと) 曲がったこと。道理にそむいたこと。

ひがごと。

401 向後 (きょうこう) これからのち。以後。今後。

402 懸所 (かかりどころ) よりかかる所。たよりとする所。

403 取極 (とりきめ) 決定したり、約束したりすること。また、その事柄。決定。約束。契約。

404 書記 (しよき) 書き記したものの。記録。

405 持帰 (もちかえる) もって帰る。持ってもどる。

406 酒造 (しゅぞう) 酒を醸して造ること。造酒。醸酒。

407 厚薄 (こうはく) あつことうすいこと。多く物事の度合が十分であるかないかにいう。

(ざいつ) ながつぎ 本学教授)

(なかむら) むつみ 本学修士)